

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2022年6月24日

【会社名】

株式会社十六フィナンシャルグループ

【英訳名】

Juroku Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 池田直樹

【本店の所在の場所】

岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地

【電話番号】

058(207)0016(代表)

【事務連絡者氏名】

常務執行役員グループ管理統括部長 楠井宏和
兼グループ企画統括部長

【最寄りの連絡場所】

岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社十六フィナンシャルグループ

【電話番号】

058(207)0016(代表)

【事務連絡者氏名】

常務執行役員グループ管理統括部長 楠井宏和
兼グループ企画統括部長

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月17日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度導入に備え、当社定款の変更を行いました。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役として、村瀬幸雄、池田直樹、石黒明秀、白木幸泰、太田裕之、尾藤喜昭、浅野紀久男、伊藤聰子を選任する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の確定金額報酬額を年額330百万円以内とすること、確定金額報酬とは別に、「親会社株主に帰属する当期純利益水準(連結)」を基準とする業績連動型報酬を支給する。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の確定金額報酬額を年額80百万円以内とする。

第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件」に関する報酬枠とは別枠にて、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権を年額80百万円以内とすること、対象取締役に付与済である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものを譲渡制限付株式に移行するため、対象取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を付与するための報酬を上記とは別枠で支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	293,646	332	0	99.60	可決
第2号議案					
村瀬幸雄	253,427	40,522	0	85.97	可決
池田直樹	254,408	39,541	0	86.30	可決
石黒明秀	271,859	22,091	0	92.22	可決
白木幸泰	271,872	22,078	0	92.23	可決
太田裕之	271,867	22,083	0	92.22	可決
尾藤喜昭	292,658	1,292	0	99.28	可決
浅野紀久男	270,696	23,254	0	91.83	可決
伊藤聰子	272,424	21,526	0	92.41	可決
第3号議案	280,857	13,117	0	95.27	可決
第4号議案	293,288	563	123	99.48	可決
第5号議案	292,620	1,354	0	99.26	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。